

## 令和7年度ストックマネジメント調査に基づく管路緊急修繕の実施について

### 1. 著しい腐食管の確認

管路ストックマネジメント事業は、現在第2期計画に移行していますが、並行して第3期計画のための調査も実施しています。

本調査において改善が必要とされた管路は、第3期計画（令和12～16年度）において改築等所要の対策が施されることとなりますが、このたび実施した令和7年度調査において腐食・劣化が著しい污水管路が下記3箇所を確認されました。

当該管路はいずれもコンクリート管で、既に内部の鉄筋が露出している状況であり、安全性が著しく低下した状態であることから、第3期計画を待つことなく早急な対策が必要であると考えています。

- ① 恵庭1-1号幹線(污水)φ1100 西3線南21号交差点付近(H12竣工)
- ② 恵庭1-1号幹線(污水)φ1100 西3線南20号交差点付近(H12竣工)
- ③ 恵庭8号幹線(污水)φ900 団地中央通JR横断部(H16竣工)



### 2. 腐食・劣化の原因

上記3箇所の管路は下水終末処理場へ続く幹線であることからφ900mm以上の大口径管です。ひとたび管路が損傷すると道路陥没といった事象に繋がることから、市民生活への影響は甚大であることが予想されます。

今回、このような腐食・劣化状況となった原因は、管路内の硫化水素ガスによるものと考えています。

汚水管路内の硫化水素ガスは特別な存在ではありませんが、当該管路における特殊な現場条件（マンホール部での滝落とし）が腐食の進行を加速させたものと推察されます。

【硫化水素による管路の腐食・劣化の状況】



3. 管路緊急修繕の実施

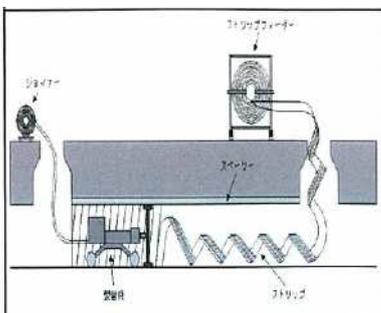
こうした状況を踏まえ、硫化水素ガスの著しい影響を受けた箇所の緊急修繕を令和8年度から順次実施することとしました。

なお、緊急修繕はより腐食・劣化が進んでいる患庭1-1号幹線から実施する予定としております。修繕方法については設計業務で詳細を検討することになりますが、基本的には硫化水素ガスの影響を受けない部材による「管更生工法」を予定しています。

【緊急修繕実施延長(予定)】

- ① 患庭 1-1 号幹線(污水)φ1100 修繕予定延長 L=30m
- ② 患庭 1-1 号幹線(污水)φ1100 修繕予定延長 L=40m
- ③ 患庭 8 号幹線(污水)φ900 改築予定延長 L=65m

【管更生工法の例】



施工機械・施工状況

